

資料3

宇都宮市地域自治会議条例

平成19年3月5日

条例第13号

(設置)

第1条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項の規定に基づき、
宇都宮市地域自治会議（以下「自治会議」という。）を設置する。

(名称及び所管区域)

第2条 自治会議の名称及び所管区域は、次のとおりとする。

名 称	所 管 区 域
宇都宮市上河内自治会議	上河内町及び河内町の編入の日（以下「編入日」という。）前の上河内町の区域
宇都宮市河内自治会議	編入日前の河内町の区域

(所掌事務)

第3条 自治会議は、所管区域に係る次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 市長の諮問に応じ、地域のまちづくりに関する施策について、調査審議すること。
- (2) 市長の諮問に応じ、合併市町村基本計画の執行状況について、意見を述べること。
- (3) 市長の諮問に応じ、全市的な計画等のうち、地域の特色を反映させることが適切なものについて、意見を述べること。
- (4) 地域のまちづくりに関する施策について、提案すること。

(組織及び委員)

第4条 自治会議は、自治会議ごとに、委員20人以内をもって組織する。

2 委員は、次の各号に掲げる者のうちから市長が任命する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 関係団体を代表する者
- (3) 前2号に掲げる者のほか、市長が必要と認める者

3 委員の任期は、2年とし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。ただし、再任を妨げない。

(委任)

第5条 この条例に定めるもののほか、自治会議について必要な事項は、市長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成19年3月31日から施行する。

(準備行為)

2 この条例の施行のために必要な準備行為は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前においても行うことができる。

(委員の任期の特例)

3 施行日以後最初に委員となった者の任期は、第4条第3項の規定にかかわらず、平成21年3月31日までとする。

(この条例の失効)

4 この条例は、平成29年3月31日限り、その効力を失う。